

議案第31号

久喜宮代衛生組合の共同処理する事務の変更及び同組合の規約変更並びに財産処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項及び第289条の規定により、令和6年3月31日をもって久喜宮代衛生組合の共同処理する事務のうち、し尿に関する事務及び塵芥(粗大ごみを除く)の収集運搬に関する事務を廃止し、同組合の規約変更並びに財産処分について別紙のとおり定めることについて、議決を求める。

令和5年8月30日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

久喜宮代衛生組合が共同処理する事務のうち、し尿に関する事務及び塵芥(粗大ごみを除く)の収集運搬に関する事務を廃止し、同組合の規約変更並びに財産処分について協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものであります。

久喜宮代衛生組合同規約の一部を変更する規約

久喜宮代衛生組合同規約(昭和36年指令地第1714号)の一部を次のように変更する。
第3条第1項中第1号を削り、同項第2号中「塵芥」の次に「の処理」を加え、同号を同項第1号とし、同項に次の1号を加える。

(2) 塵芥(粗大ごみに限る)の収集運搬に関する事務

第3条第2項を削る。

本則に次の1条を加える。

(事務の承継等)

第15条 組合の解散に伴う事務の承継並びに決算の調製、審査及び認定については組合市町の協議により別途定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和6年3月31日までに久喜宮代清掃センターに搬入されたし尿に関する事務については、なお従前の例による。

久喜宮代衛生組合の財産処分を次のとおり定める。

1 久喜市に無償譲渡する財産

建物					その他
	名称	所在地	床面積	構造	
1	八甫清掃センター し尿処理施設 (し尿処理棟)	久喜市八甫 2525番地	2,410.63㎡	鉄筋コンク リート造 2階建	付属する設 備及び物品 一式を含む
2	八甫清掃センター し尿処理施設 (倉庫)	久喜市八甫 2525番地	8.40㎡	鉄骨造 平屋建	